

福井県報

第 1772 号
平成 18 年
9 月 19 日(火)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

告 示

目 次

- 生活保護法の規定による居宅介護を担当させる機関の指定（地域福祉課）……………一
- 土地改良区の定款変更の認可（坂井農林総合事務所）……………二
- 国土調査の成果の認証（二件）（農村振興課）……………二
- 日野川総合開発吉野瀬川ダム（治水特会）地方道路交付金工事（道路改良）合併工事小野トンネル（仮称）の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（土木管理課）……………三
- 木田橋上部製作架設工事18―42工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（同）……………四
- 河川激甚災害対策特別緊急工事18―50工事・連続立体交差関連公共施設整備（交通連携）工事その4工事合併工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（同）……………五
- 財団法人都道府県会館災害共済事業および機械損害共済事業の経営状況の公表（財産活用課）……………七
- 土地改良区の役員の退任（福井農林総合事務所）……………九

- 土地改良区の役員の退任（坂井農林総合事務所）……………九
- 土地改良区の役員の就任（同）……………九
- 平成十八年度福井県地価調査における標準価格の判定（土木管理課）……………九
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（道路保全課）……………二十九

公安委員会告示

- 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）……………三十

告 示

福井県告示第793号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、同法の規定による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成18年9月19日

福井県知事 西川 一誠

居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	居宅介護事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
福井県済生会訪問看護ステーション	福井市和田中町舟橋7番地1	介護予防訪問看護	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部福井県済生会	福井市和田中町舟橋7番地1	平成18年9月7日

福井県告示第 7 9 4 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）
第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、平成 1 8 年
9 月 8 日付けで金津南部土地改良区の定款変
更を認可したので、同条第 3 項の規定により
公告する。

平成 1 8 年 9 月 1 9 日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第 7 9 5 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）
第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、国土調査の
成果を認証したので、同条第 4 項の規定によ
り、次のとおり公告する。

平成 1 8 年 9 月 1 9 日

福井県知事 西川 一誠

- 1 調査を行った者の名称
あわら市
- 2 調査を行った期間
平成 1 6 年 8 月から平成 1 7 年 9 月まで
- 3 調査を行った地域
あわら市大字国影井江葭の一部
- 4 成果の名称
地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日
平成 1 8 年 9 月 1 9 日

福井県告示第 7 9 6 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）
第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、国土調査の
成果を認証したので、同条第 4 項の規定によ

り、次のとおり公告する。	
平成18年9月19日	
福井県知事 西川 一誠	
1 調査を行った者の名称	
永平寺町	
2 調査を行った期間	
平成16年7月から平成18年4月まで	
3 調査を行った地域	
吉田郡永平寺町松岡渡新田の一部	
4 成果の名称	
地籍図および地籍簿	
5 認証年月日	
平成18年9月19日	
福井県告示第797号	
日野川総合開発吉野瀬川ダム(治水特会) 地方道路交付金工事(道路改良) 合併工事小 野トンネル(仮称)の請負契約に係る一般競 争入札に参加する者に必要な資格について は、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参 加者の資格等(平成10年福井県告示第74 9号)の規定は適用せず、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号)第167条の5 第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負 契約に係る一般競争入札に参加する者に必要 な資格を定めたので、同条第2項の規定によ り、その基本となるべき事項および当該資格 の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公 示する。	
平成18年9月19日	
福井県知事 西川 一誠	
1 一般競争入札に付する事項	
(1) 工事名	
日野川総合開発吉野瀬川ダム(治水特 会) 地方道路交付金工事(道路改良) 合 併工事小野トンネル(仮称)	
(2) 工事場所	

主要地方道 武生米ノ線 福井県越前市広瀬町～小野町 地係	
(3) 工事概要	
ア 延長 425.0m(トンネル延長 412.0m)	
イ 総幅員 9.75m	
ウ 車道幅員 6.0m	
エ 明かり部 1式	
2 この工事の請負契約に係る一般競争入札 に参加する者に必要な資格(以下「特定建 設工事入札参加資格」という。)の審査を 申請することができる者 特定建設工事入札参加資格の審査を申請 することができる者は、次の条件をすべて 満たす共同企業体とする。	
(1) この工事を共同して請け負うことを目 的として、福井県内に営業所(建設業法 (昭和24年法律第100号。以下「法 」という。)第3条第1項の営業所をい う。)を有する3の建設業者(法第2条 第3項に規定する建設業者をいう。以下 同じ。)により結成された共同企業体で あること。ただし、3の建設業者のうち 2以上の建設業者は福井県内に主たる営 業所(法第3条第1項の営業所のうち、 同項の許可に係る営業所をいう。)を有 する者であり、かつ1以上の建設業者は 福井県嶺北地域に主たる営業所を有する 者であること。	
(2) 共同企業体の構成員は、次の要件をす べて満たしていること。	
ア 特定建設工事共同企業体入札参加資 格審査申請書(以下「申請書」という 。)の提出期間の末日において、福井 県の競争入札参加資格について土木一 式工事A等級の資格を有すると決定さ れている者であること(会社更生法(	

昭和27年法律第172号)に基づき 更生手続開始の申立がなされている者 または民事再生法(平成11年法律第 225号)に基づき再生手続開始の申 立がなされている者については、手続 開始の決定後、福井県が別に定める手 続に基づく競争入札参加資格の再認定 を受けていること。)	
イ 申請書の提出期間の末日において、 法第3条第1項の許可を受けてから3 年以上継続して建設業を営んでいるこ と。	
ウ この工事の請負契約に係る一般競争 入札に参加しようとする他の共同企業 体の構成員でないこと。	
エ 共同企業体への出資の比率が、いず れも20パーセント以上であること。	
オ 申請書の提出期間の末日において、 「福井県工事等契約に係る指名停止等 の措置要領」に基づく指名停止または 指名除外期間中でないこと。	
カ 申請書の提出期間の末日において、 建設業退職金共済制度、中小企業退職 金共済制度、特定退職金共済制度のい ずれかに加入していること。または退 職一時金制度を有している者であるこ と。	
キ 申請書の提出期間の末日において、 会社更生法に基づく更生手続開始の申 立がなされている者または民事再生法 に基づく再生手続開始の申立がなされ ている者(2(2)アの再認定を受けた者 を除く。)でないこと。その他経営不 振に陥ったと明らかに認められる等、 この入札に参加するのにふさわしくな いと認められる者でないこと。	
ク 法第26条第1項に規定する主任技	

術者または同条第2項および第4項に 規定する監理技術者(以下「監理技術 者等」という。)をこの工事の現場に 専任で配置することができること。監 理技術者にあつては、監理技術者資格 者証および監理技術者講習修了証を有 する者またはこれと同等の資格を有す る者であること。ただし、この工事に 関する入札公告において定める基準を 満たしている者であること。	
(3) 共同企業体の構成員のうち代表者は、 次の要件をすべて満たしていること。	
ア 共同企業体への出資の比率が構成員 中最大であること。	
イ この工事に関する入札公告において 定める工事実績を有する者であること 。	
3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請 手続	
特定建設工事入札参加資格の審査を受け ようとする者は、次により申請すること。	
(1) 提出書類	
ア 申請書	
イ 経営規模等総括表	
ウ 共同企業体の構成員の経営規模等評 価結果通知書および総合評定値通知書 (経営事項審査(法第27条の23第 1項の審査をいう。以下同じ。))の結果 についての法第27条の27および 法第27条の29第1項の規定による 通知の文書をいう。)または経営事項 審査結果通知書(経営事項審査の結果 についての公益法人に係る改革を推進 するための国土交通省関係法律の整備 に関する法律(平成15年法律第96 号)による改正前の法第27条の27 第1項の規定による通知の文書をいう	

。)の写し(ただし、平成17・18年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査において用いたものに限る。)

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等(3(1)アからカまでの提出書類をいう。以下同じ。)の交付期間等

ア 交付期間

平成18年9月19日(火)から同年9月28日(木)まで(福井県の休日を含める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県越前市広瀬町113-5
福井県吉野瀬川ダム建設事務所 総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送(民間事業者を含む。以下同じ。)
。または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正1部 副1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付の決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有

無および格付は、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の6の規定の例により決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無

および格付を受けた者であっても、申請書提出後入札までに、共同企業体の構成員について指名停止または指名除外を受けた者等、この入札に参加するのになおさわしくないと思われる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付の決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付の決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体については、この工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体については、この工事の請負契約が締結された日に効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査について不明な点があれば、福井県土木部土木管理課(電話0776-20-0468)に照会すること。

福井県告示第798号

木田橋上部製作架設工事18-42工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の規定は適用せず、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、

同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

平成18年9月19日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事項

木田橋上部製作架設工事18-42工

事

(2) 工事場所

一級河川足羽川

福井県福井市春日1丁目～勝見1丁目

地係

(3) 工事概要

ア 橋長 165.0m

イ 幅員 10.5m

ウ 構造・形式 3径間連続非合成箱

桁橋

エ 鋼橋製作工 1式

オ 鋼橋架設工 1式

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「特定建設工事入札参加資格」という。)の審査を申請することができる者
特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、2の建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。)により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という

。)の提出期間の末日において、福井県の競争入札参加資格について鋼構造物工事A等級の資格を有すると決定されている者であること(会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、福井県が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。)

イ 申請書の提出期間の末日において、法第3条第1項の許可を受けてから3年以上継続して建設業を営んでいること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率が、いずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書の提出期間の末日において、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書の提出期間の末日において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書の提出期間の末日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者(2(2)アの再認定を受けた者を除く。)でないこと。その他経営不

振に陥ったと明らかに認められる等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第4項に規定する監理技術者（以下「監理技術者等」という。）をこの工事の現場に専任で配置することができること。監理技術者にあつては、監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証を有する者またはこれと同等の資格を有する者であること。ただし、この工事に関する入札公告において定める基準を満たしている者であること。

(3) 共同企業体の構成員のうち代表者は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大であること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

(4) 共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員は、次の要件を満たしていること。

ア この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請
手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次により申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体の構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査（法第27条の23第

1項の審査をいう。以下同じ。）の結果についての法第27条の27および法第27条の29第1項の規定による通知の文書をいう。）または経営事項審査結果通知書（経営事項審査の結果についての公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第96号）による改正前の法第27条の27第1項の規定による通知の文書をいう。）の写し（ただし、平成17・18年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)アからカまでの提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

平成18年9月19日（火）から同年9月28日（木）まで（福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市春日3丁目303番

福井県足羽川激特対策工事事務所

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正1部 副1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付の決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無および格付は、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の6の規定の例により決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付を受けた者であっても、申請書提出後入札までに、共同企業体の構成員について指名停止または指名除外を受けた者等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付の決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付の決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落れた共同企業体については、この工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体については、この工事の請負契約が締結された日に効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査について不明な点があれば、福井県土木部土木管理課（電話0776-200-0468）に照会すること。

福井県告示第799号

河川激甚災害対策特別緊急工事18-50
工事・連続立体交差関連公共施設整備（交通連携）工事その4工事合併工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

平成18年9月19日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事項

河川激甚災害対策特別緊急工事18-50工事・連続立体交差関連公共施設整備（交通連携）工事その4工事合併工事

(2) 工事場所

一級河川足羽川 3. 4. 1 福井縦貫線（幸橋）

福井県福井市中央1丁目～毛矢1丁目

地保

(3) 工事概要

施工延長 140m

コンクリート舗装（SFR C） 5,

290㎡

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者
特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

- (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、2 の建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。ただし、2 の建設業者のうち代表者以外の構成員については福井県内に主たる営業所（法第 3 条第 1 項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。）を有する者であること。
- (2) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の末日において、福井県の競争入札参加資格については装工事 A 等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、福井県が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- イ 申請書の提出期間の末日において、法第 3 条第 1 項の許可を受けてから 3 年以上継続して建設業を営んでいること。
- ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。
- エ 共同企業体への出資の比率が、いずれも 30 パーセント以上であること。
- オ 申請書の提出期間の末日において、

- 「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。
- カ 申請書の提出期間の末日において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。
- キ 申請書の提出期間の末日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（2(2)アの再認定を受けた者を除く。）でないこと。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等、この入札に参加するのになさわしくないと認められる者でないこと。
- ク 法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者または同条第 2 項および第 4 項に規定する監理技術者（以下「監理技術者等」という。）をこの工事の現場に専任で配置することができること。監理技術者にあつては、監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証を有する者またはこれと同等の資格を有する者であること。ただし、この工事に関する入札公告において定める基準を満たしている者であること。
- (3) 共同企業体の構成員のうち代表者は、次の要件をすべて満たしていること。
- ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大であること。
- イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。
- 3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請

- 手続
- 特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次により申請すること。
- (1) 提出書類
- ア 申請書
- イ 経営規模等総括表
- ウ 共同企業体の構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査（法第 27 条の 23 第 1 項の審査をいう。以下同じ。）の結果についての法第 27 条の 27 および法第 27 条の 29 第 1 項の規定による通知の文書をいう。）または経営事項審査結果通知書（経営事項審査の結果についての公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 96 号）による改正前の法第 27 条の 27 第 1 項の規定による通知の文書をいう。）の写し（ただし、平成 17・18 年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査において用いたものに限る。）
- エ 共同企業体協定書
- オ 工事経歴書
- カ 技術職員名簿
- (2) 申請書等（3(1)アからカまでの提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等
- ア 交付期間
- 平成 18 年 9 月 19 日（火）から同年 9 月 28 日（木）まで（福井県の休日を含める）（平成元年福井県条例第 2 号）第 1 条に規定する県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 交付場所
- 福井県福井市城東 4 丁目 28-1
福井県福井土木事務所 総務課

- (3) 申請書等の提出期間等
- ア 提出期間 申請書等の交付期間と同じとする。
- イ 提出場所 申請書等の交付場所と同じとする。
- ウ 提出方法 郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
- なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。
- エ 提出部数 正 1 部 副 1 部
- 4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付の決定
- 特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無および格付は、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成 10 年福井県告示第 749 号）の 6 の規定の例により決定するものとする。
- なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付を受けた者であっても、申請書提出後入札までに、共同企業体の構成員について指名停止または指名除外を受けた者等、この入札に参加するのになさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付の決定を取り消すことがある。
- 5 特定建設工事入札参加資格の有効期間
- 特定建設工事入札参加資格の有無および格付の決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についての有効とし、この工事を落札した共同企業体については、この工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体については、この工事の請負契約が締結された日

に効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査について不明な点があれば、福井県土木部土木管理課（電話 0776-20-0468）に照会すること。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、財団法人都道府県会館から、平成17年度の災害共済事業および機械損害共済事業の経営状況について通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年9月19日

福井県知事 西川 一誠

1 災害共済事業会計

1 事業実績

火災共済

項目(単位)		火災共済
加入団体数(都道府県)		47
共済責任額(千円)		(A) 3,879,967,954
解約返戻金差引後の共済基金分担金(円)		(B) 770,389,000
共済基金分担基準率(円/千円)		※平均値 (B)/(A) 20銭
罹災件数(件)	災害共済金	1,395
	災害見舞金	209
給付額(円)	災害共済金	424,798,000
	災害見舞金	49,426,000
災害共済金と災害見舞金の合計(円)		(C) 474,224,000
損害率(%)		(C)/(B) 61.5

2 収支計算
ア 収入の部

勘定科目		決算額(円)
大科目	中科目	

事業収入		773,571,511
共済事業収入		773,571,511
雑収入		308,033,555
雑収入		308,033,555
返還金収入		163,000,000
返還金収入		163,000,000
繰入金収入		3,100,000
繰入金収入		3,100,000
当期収入合計 (A)		1,247,705,066
前期繰越収支差額		52,585,143
収入合計 (B)		1,300,290,209

イ 支出の部

勘定科目		中科目	決算額(円)
大科目			
管理費			119,675,330
事務費			119,675,330
事業費			479,896,640
災害共済金			425,960,657
返戻金			3,181,631
災害見舞金			49,426,811
助成金			1,197,541
防災費			130,000
諸支出金			156,214,000
諸支出金			156,214,000
固定資産取得支出			255,384
固定資産取得支出			255,384
積立預金支出			2,669,000
積立預金支出			2,669,000
当期支出合計 (C)			758,710,354
当期収支差額 (A)-(C)			488,994,712
次期繰越収支差額 (B)-(C)			541,579,855

3 正味財産増減計算
ア 増加の部

勘定科目		金額(円)
大科目	中科目	

資産増加額	654,750,099
当期収支差額	488,994,712
什器備品増加額	255,384
減価償却積立預金増加額	2,669,000
ソフトウェア(過年度)増加額	162,831,003
増加額合計 (A)	654,750,099

イ 減少の部

勘定科目		金額(円)
大科目	中科目	
資産減少額		234,025,432
	什器備品減少額	942,003
	建物償却額	918,536
	什器備品償却額	759,541
	附属設備償却額	976,090
	ソフトウェア(当期)償却額	32,566,201
	ソフトウェア(過年度)償却額	34,863,061
	貸付金減少額	163,000,000
減少額合計 (B)		234,025,432
当期正味財産増加額 (A)－(B)		420,724,667
前期繰越正味財産額		21,241,777,523
期末正味財産合計額		21,662,502,190

2 機械損害共済事業会計
1 事業実績

項目(単位)		機械損害共済
加入団体数(都道府県および市)		31
共済責任額(千円)		269,917,499
共済基金分担金(千円)		329,109
被災件数(件)		19
災害共済金(千円)		587,253

2 収支計算
ア 収入の部

勘定科目	決算額(円)
大科目	中科目

事業収入	329,109,755
共済事業収入	329,109,755
雑収入	92,743,770
雑収入	92,743,770
当期収入合計 (A)	421,853,525
前期繰越収支差額	372,990,538
収入合計 (B)	794,844,063

イ 支出の部

勘定科目		決算額(円)
大科目	中科目	
管理費	事務費	83,803,834
事業費		588,052,513
	災害共済金	587,253,263
	災害見舞金	0
	調査費	799,250
当期支出合計 (C)		671,856,347
当期収支差額 (A)－(C)		△250,002,822
次期繰越収支差額 (B)－(C)		122,987,716

3 正味財産増減計算
ア 増加の部

勘定科目		金額(円)
大科目	中科目	
資産増加額	ソフトウェア増加額	82,425,000
増加額合計 (A)		82,425,000

イ 減少の部

勘定科目		金額(円)
大科目	中科目	
資産減少額	当期収支差額	250,002,822
減少額合計 (B)		250,002,822
当期正味財産減少額 (A)－(B)		167,577,822

前期繰越正味財産額	6,646,070,538
期末正味財産合計額	6,478,492,716

足羽四ヶ用水土地改良区から、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１８条第１６項の規定により、次の者が平成１８年８月２５日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第１７項の規定により公告する。

平成１８年９月１９日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所
理 事 齊藤 敬二 福井市下筋生田町15-9

竹田川右岸土地改良区から、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８４条において準用する第１８条第１６項の規定により、次の者が平成１８年３月３１日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第１７項の規定により公告する。

平成１８年９月１９日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所
理 事 姉崎 晴美 あわら市田中々23-2
〃 川崎 正規 〃 堀江十楽25-25
〃 近藤 善勝 〃 布目33-59
〃 土橋 幸夫 〃 田中々23-11
〃 橋本 哲郎 〃 田中々33-9-1
〃 山田 由一 〃 堀江十楽29-73-1
〃 近藤 敏秋 〃 布目32-58
〃 大塚 俊実 〃 布目32-8
〃 杉本 秀夫 〃 宮前6-14-1
監 事 川畚 攻 〃 堀江十楽25-20
〃 松井 義三 〃 田中々32-11
〃 齊藤 茂一 〃 宮前6-8

竹田川右岸土地改良区から、土地改良法（

昭和２４年法律第１９５号）第８４条において準用する第１８条第１６項の規定により、次の者が平成１８年４月１日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第１７項の規定により公告する。

平成１８年９月１９日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所
理 事 姉崎 晴美 あわら市田中々23-2
〃 川崎 正規 〃 堀江十楽25-25
〃 近藤 善勝 〃 布目33-59
〃 土橋 幸夫 〃 田中々23-11
〃 橋本 哲郎 〃 田中々33-9-1
〃 山田 由一 〃 堀江十楽29-73-1
〃 近藤 敏秋 〃 布目32-58
〃 大塚 俊実 〃 布目32-8
〃 杉本 秀夫 〃 宮前6-14-1
監 事 川畚 攻 〃 堀江十楽25-20
〃 松井 義三 〃 田中々32-11
〃 齊藤 孝一 〃 宮前5-23-3

国土利用計画法施行令（昭和４９年政令第３８７号）第９条第１項の規定に基づき、基準地の単位面積当たりの標準価格を判定したので、同条第５項の規定により、次のとおり公告する。

平成１８年９月１９日

福井県知事 西川 一誠

- 価格判定の基準日
平成１８年７月１日
- 基準地の所在、単位面積当たりの価格等

(1) 宅地および宅地見込地

(1) 基準 地 号	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
	基準地の所在および地番ならび に住居表示	基準地の1平 方メートル当 たりの価額 (円)	基準地の 地積 (㎡)	基準地 の形状	基準地の利 用の現況	基準地の周辺の土地の利用の現況	基準地の前 面道路の状 況	基準地について の水道、ガス供 給施設および下 水道の整備の状 況	基準地の鉄道 その他の主要 な交通施設と の接近の状況	基準地に係る 都市計画法そ の他法令の制 限で主要なも の
福井(県)	福井市手寄2丁目210番2 「手寄2-4-9」	109,000	102	1:3	住宅W2	旧来から中小規模の一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地 域	東6m市道	水道 ガス 下水	福井450m	1住居 (60・200) 準防
2	西木田3丁目1408番外 「西木田3-14-3」	80,000	147	1:1.2	住宅W2	一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域	東6m市道	水道 ガス 下水	福井1.7km	1中専 (60・200)
3	足羽1丁目2203番外 「足羽1-23-5」	87,800	142	2:1	住宅W2	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	南6m市道	水道 ガス 下水	福井1.9km	2中専 (60・200) 準防
4	城東4丁目420番 「城東4-4-3」	87,500	227	1:3	事務所兼 住宅W2	中小規模の一般住宅が多く建ち並ぶ住宅地域	北6m市道	水道 ガス 下水	福井1.2km	2中専 (60・200)
5	若杉浜3丁目201番4	73,500	260	1:1.5	住宅W2	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	北西6m 市道	水道 ガス 下水	福井3.8km	1住居 (60・200)
6	西開発1丁目1105番5外	78,200	199	1:2	住宅W2	中規模の一般住宅、アパート等が混在する住宅地域	北10m市道	水道 ガス 下水	越前開発 600m	2中専 (60・200)
7	みのり3丁目337番 「みのり3-26-23」	79,200	208	1:1.2	住宅S2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ新興住宅地域	北6m市道	水道 ガス 下水	福井2.5km	1低専 (60・100)
8	経田1丁目602番	78,800	250	1:1.5	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	東6m市道	水道 ガス 下水	福井3.3km	1中専 (60・200)
9	運動公園1丁目3702番	72,000	223	1:1	住宅W2	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	東6m市道	水道 ガス 下水	福井5.4km	1低専 (60・100)
10	新田塚1丁目3148番 「新田塚1-31-14」	77,000	200	1:1	住宅W2	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	北4m市道	水道 ガス 下水	新田塚400m	1住居 (60・200)
11	灯明寺2丁目1213番1	80,200	188	1:2.5	住宅W2	大規模の一般住宅が多い住宅地域	北6m市道	水道 下水	新田塚850m	1低専 (50・80)
12	つくし野2丁目603番	50,500	200	1:2	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ新興住宅地域	東6m市道	水道 下水	森田2.6km	1中専 (60・200)
13	大島町9字中割55番外	58,400	219	1:1.2	住宅S2	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	南西6m 市道	水道 下水	江端690m	1中専 (60・200)

14	田原2丁目1814番 〔田原2-28-14〕	94,500	99	1:2	住宅S3	中規模の一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域	北6m市道	水道 ガ ス 下 水	田原町300m	1住居 (60・200) 準防
※○	15 松本3丁目810番 〔松本3-8-14〕	108,000	293	1:1.5	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域	北6m市道	水道 ガ ス 下 水	福井1.5km	1住居 (60・200) 準防
※○	16 町屋2丁目405番外 〔町屋2-6-3〕	84,000	356	1:1.2	住宅W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	南6m市道	水道 ガ ス 下 水	福井2.5km	1住居 (60・200)
	17 上森田4丁目924番	50,000	165	1:2	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域	北6m市道	水道 下 水	森田1.3km	1中専 (60・200)
	18 三郎丸町25字東松田1番23	68,500	219	1:1.2	住宅W2	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	東6m市道	水道 ガ ス 下 水	福井4.2km	1中専 (60・200)
	19 松本2丁目2713番 〔松本2-27-18〕	89,500	265	1:2	住宅W2	中規模の一般住宅が主として建ち並ぶ住宅地域	東6m市道	水道 ガ ス 下 水	福井1.7km	1住居 (60・200) 準防
	20 下馬2丁目1602番	68,000	200	1:1.5	住宅W2	中規模の一般住宅が建ちつつある区画整然とした新興住宅地域	北西6m市道	水道 下 水	福井3.5km	1住居 (60・200)
	21 木田町2613番	82,000	261	1:2	住宅W2	一般住宅のほか工場、倉庫等が見られる住宅地域	南6m市道	水道 ガ ス 下 水	花堂850m	1住居 (60・200)
※○	22 福1丁目2112番	72,200	140	2:1	住宅W2	一般住宅、アパート等が混在する新興住宅地域	西6m市道	水道 ガ ス 下 水	福井4.3km	1住居 (60・200)
	23 高木中央2丁目2811番1	69,000	215	1:2.5	住宅W2	一般住宅のほか事務所等も見られる住宅地域	北6m市道	水道 下 水	福井4.3km	2中専 (60・200)
	24 ハッ島町14字町田2番6外	72,000	225	1:1.5	住宅W2	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ分譲住宅地域	南6m市道	水道 下 水	新田塚900m	1住居 (60・200)
	25 大東1丁目804番 〔大東1-8-9〕	81,500	271	1:1.5	住宅W2	一般住宅の中に空地等が見られる新興住宅地域	北6m市道	水道 下 水	福井2.9km	1中専 (60・200)
	26 光陽1丁目1818番 〔光陽1-18-18〕	75,600	182	1:1.5	住宅W2	中小規模の一般住宅、アパート、貸家が混在する住宅地域	北6m市道	水道 ガ ス 下 水	福井2.2km	2中専 (60・200)
	27 加茂河原町21字水深2番8外	64,500	165	1:2	住宅W2	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ新興住宅地域	南5m市道	水道 ガ ス 下 水	福井3.2km	2中専 (60・200)
	28 花堂北2丁目2571番74 〔花堂北2-31-26〕	68,500	209	1:1.5	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ新興住宅地域	北6m市道	水道 下 水	花堂750m	1住居 (60・200)

29	花堂中2丁目2220番外 「花堂中2-22-31」	70,000	262	1:2	住宅S2	住宅、事業所、事務所等が混在する既成住宅地域	北6m市道	水道 ガサ水	越前花堂 550m	工業 (60・200)
30	市波町23字蔵ノ下10番1外	19,800	508	1:2.5	住宅W2	在来の農家住宅を中心とし一般住宅も混在する住宅地域	東5.8m市道	水道	市波近接	「都計外」
31	大宮町28字西谷32番1外	8,500	445	台形 1:5:1	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	南3m市道	水道 下水	越前大宮 100m	「都計外」
32	大味町38字志屋ノ木45番4外	30,400	112	1:1.5	住宅W2	在来の漁家住宅を中心とし一般住宅等も混在する住宅地域	南東3m市道	水道	福井24km	「都計外」 国定公普通
33	蒲生町11字南出道之下55番	41,000	85	1:2	住宅W2	一般住宅、在来の漁家住宅等が混在する住宅地域	西1.5m市道	水道	福井25km	「都計外」 国定公普通
34	居倉町38字宅地24番	20,800	261	不整形 1:1.2	住宅W2	在来の漁家住宅が建ち並ぶ住宅地域	北西2m市道	水道	福井29.5km	「都計外」 国定公普通
35	グリーンハイッ1丁目144番	43,200	209	1:1	住宅S2	一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域	北6m市道	水道 ガサ水	福井7.4km	1中専 (60・200)
36	山内町17字野向7番	11,800	601	1:2	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	南東4m市道	水道 下水	福井13km	「都計外」
37	在田町5字下一目28番1外	17,900	355	1:1.2	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした農村集落地域	西4.5m市道 南側道	水道	福井13.5km	「都計外」
3-1	上毘沙門町1字馬正面24番	9,800	489	1:2.5	田	越前東郷駅北背後に土地改良未了の農地が広がる宅地見込地地域	南2m未舗装道路		越前東郷 300m	1住居 (60・200)
5-1	中央1丁目2412番外 「中央1-1-7」	348,000	212	不整形 1:2.5	店舗兼住宅 RC6F1B	中層ビルおよび小売店舗が建ち並ぶ駅前商業地域	北8m市道	水道 ガサ水	福井100m	商業 (80・600) 防火
5-2	大手3丁目410番 「大手3-5-8」	200,000	119	1:2.5	店舗兼事務所 RC3	小売店舗、事務所等が建ち並ぶ普通商業地域	西11m市道	水道 ガサ水	福井470m	商業 (80・600) 防火
5-3	学園2丁目109番 「学園2-1-20」	105,000	414	1:1.2	店舗兼事務所 S2	小売店舗、事務所等が建ち並ぶ近隣商業地域	北16m市道	水道 下水	福井2.7km	近商 (80・200)
5-4	順化2丁目2411番 「順化2-6-18」	198,000	149	1:2	店舗兼住宅 RC6	中層ビル、店舗、事務所等が建ち並ぶ商業地域	東11m市道	水道 ガサ水	福井800m	商業 (80・400) 準防
5-5	豊島2丁目904番外 「豊島2-7-4」	130,000	317	1:2	店舗兼住宅 RC4	中低層の店舗や店舗兼住宅が多い商業地域	北27m県道	水道 ガサ水	福井500m	商業 (80・400) 準防

5-6	松本3丁目209番 「松本3-2-8」	132,000	152	1:2.5	店舗兼住宅 S3	小売店舗、事務所等が建ち並ぶ普通商業地域	南27m市道	水道 ガス 下水	福井1.2km	近商 (80-300) 準防
5-7	照手1丁目615番 「照手1-6-18」	136,000	141	1:3	店舗兼住宅 R C4	低中層の小売店舗、事務所等が建ち並ぶ商業地域	東27m県道	水道 ガス 下水	福井1.1km	商業 (80-400) 準防
5-8	八重巻東町17の14番2外	69,800	208	1:3	店舗兼住宅 W2	日用品を主体とした小売店舗が建ち並ぶ近隣商業地域	西15m県道	水道 下水	森田800m	近商 (80-200)
5-9	東郷二ヶ町36字上町26番外	53,200	380	1:4	医院兼住宅 R C2	小売店舗、医院、一般住宅等が建ち並ぶ近隣商業地域	北5m県道	水道	越前東郷 300m	近商 (80-200)
5-10	大手2丁目2002番 「大手2-6-1」	385,000	165	1:2.5	店舗兼住宅 R C4	中層の店舗ビルが建ち並ぶ駅前の商業地域	南東20m 県道	水道 ガス 下水	福井近接	商業 (80-600) 防火
※◎ 5-11	毛矢2丁目503番外 「毛矢2-5-3」	120,000	283	1:1.2	店舗兼住宅 R C4	中層の事務所ビル等が建ち並ぶ既成商業地域	東36m県道	水道 ガス 下水	福井1km	商業 (80-400) 準防
5-12	文京7丁目1814番 「文京7-18-28」	91,000	728	1:1	店舗兼事務所 所S2	店舗、事務所等が建ち並ぶ路線商業地域	東20m市道	水道 下水	福井3.7km	近商 (80-200)
5-13	文京4丁目905番 「文京4-9-33」	105,000	284	台形 1:2	店舗兼共同 住宅S3	低中層の小売店舗、事務所等が建ち並ぶ商業地域	北東16m 県道	水道 ガス 下水	福大前西福井 200m	近商 (80-200) 準防
5-14	昭和町131番1外 「みのり1-26-15」	88,500	134	1:2.5	店舗兼住宅 W2	小売店舗、事務所等が建ち並ぶ商業地域	西17m県道	水道 ガス 下水	福井2km	近商 (80-200) 準防
5-15	飯塚町8字上平佐130番1	90,000	542	1:2	事務所兼倉 庫S2	店舗、事務所等が建ち並ぶ路線商業地域	西15m市道	水道 下水	福井4km	1住居 (60-200)
5-16	品ヶ瀬町20字縫上ヶ橋 3-4番合併2外	22,500	636	不整形 1:1	店舗兼住宅 S2	国道沿いに店舗、工場および一般住宅が混在する路線商業地域	北東8m 国道 背面道	水道	美山600m	「都計外」
5-17	奈崎町2字大門25番2外	55,000	137	1:3	店舗R C2	小売店舗を中心とした国道沿いの既成商業地域	西7.5m 国道	水道	福井25km	「都計外」 国定公普通
7-1	開発町1字竹政30番1外 (市場周辺57街区6-1外)	103,000	874	1:3	店舗S2	低層の店舗等が増えつつある国道沿いの路線商業地域	東27m国道 背面道	水道 下水	福井4.1km	準工 (60-200)
7-2	二の宮2丁目3105番1外 「二の宮2-31-34」	98,000	1,021	不整形 1:3	店舗兼倉庫 S4	県道沿いに店舗、事務所等が建ち並ぶ路線商業地域	東14m県道 背面道	水道 下水	福井2.9km	準工 (60-200)
7-3	御幸4丁目1009番外 「御幸4-10-33」	97,900	703	1:1.2	店舗兼住宅 S4	店舗、事務所等が建ち並ぶ路線商業地域	南20m県道	水道 下水	福井2km	準工 (60-200)

7-4	江守中町7字定木29番5外	84,000	396	1:1.2	店舗兼住宅W2	店舗、倉庫、事務所等が建ち並ぶ路線商業地域	北12m市道	水道 下水	福井4.9km	準工 (60-200)
7-5	浅水町104字庄境7番	63,600	704	1:2	工場兼住宅W2	県道沿いに店舗、事務所等が建ち並ぶ路線商業地域	西13.5m 県道 南側道	水道	福井7km	準工 (60-200)
7-6	二の宮5丁目704番 〔二の宮5-7-25〕	99,000	386	1:1.5	店舗兼事務所S2	県道沿いに店舗、事務所等が建ち並ぶ路線商業地域	東16m県道	水道 ガス 下水	福井 3.2km	準工 (60-200)
7-7	開発1丁目214番外	84,500	442	1:2	店舗兼倉庫S2	幹線市道沿いに店舗、事務所等が建ち並ぶ路線商業地域	西16m市道	水道 下水	福井2.5km	準工 (60-200)
7-8	志比口2丁目408番内 〔志比口2-4-8〕	91,000	111	1:3	店舗兼住宅S3	店舗併用住宅、一般住宅等が建ち並ぶ路線商業地域	北西20m 県道	水道 ガス 下水	福井1.9km	準工 (60-200) 準防
7-9	大和田町20字島田30番 (市場周辺土地地区画整理事業153 街区10番)	91,000	3,379	1:2.5	店舗S1	病院、郊外型店舗、コンビニ、駐車場等が見られる商業地域	北12m 区画街路 背面道	水道	安川病院前 近接	準工 (60-200)
7-10	別所町18字十一割9番1外	73,000	839	台形 1:1	事務所S3	事務所、店舗等が建ち並ぶ路線商業地域	北東20m 県道	水道	福井3.9km	準工 (60-200)
10-1	四十谷町3字中割35番1	39,600	257	1:1	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ郊外の新興住宅地域	北東6m 市道	水道	福井8.5km	〔調区〕 (60-200)
10-2	森行町20字馬除1番22	40,500	183	1:1.5	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ新興住宅地域	北6m市道	水道	三十八社 1.2km	〔調区〕 (60-200)
10-3	川合露塚町15字中宅地45番	29,100	760	1:1.5	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした既成住宅地域	南4m市道 西側道	水道	露塚針原 270m	〔調区〕 (60-200)
10-4	藤島町38字天王杜2番1外	28,000	1,232	不整形 1.5:1	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	南5m市道 西側道	水道	東藤島400m	〔調区〕 (60-200)
10-5	三留町39字清水垣内9番	20,100	561	台形 1:1.2	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	南5m市道	水道 下水	福井9.2km	〔調区〕 (60-200)
敦賀(県) 1	敦賀市新和町2丁目29番14 〔新和町2-29-14〕	60,500	241	1:1	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域	北6m市道	水道 ガス 下水	敦賀3.9km	(都)1中専 (60-200)
2	山泉28号七反田4番27	44,700	241	1:1.5	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	南6m市道	水道	西敦賀400m	(都)1中専 (60-200)
3	三島町2丁目1332番外 〔三島町2-13-23〕	52,000	241	台形 1:1	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域	北3.7m 市道	水道 下水	敦賀1.4km	(都)1中専 (60-200)

4	松島町1127番外 「松島町11-11」	49,000	198	1:3	住宅W2	旧来から一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域	南3m市道	水道 下水	敦賀2.3km	(都)1住居 (60-200)
5	柳川町2丁目306番1 「柳川町2-3-9」	58,000	213	1:2	住宅W2	中小規模の一般住宅が多く認められる住宅地域	南6m市道	水道 下水	敦賀3.3km	(都)1低専 (60-100)
6	公文名15号木戸ノ上14番5	53,000	214	1:2	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	北6m市道	水道 下水	敦賀4.5km	(都) (60-200)
7	蒔生野41号奥野24番2	30,800	227	1:1.5	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	東4.2m 市道	水道 下水	敦賀5.2km	(都) (60-200)
◎	8 野神40号大坪234番8	71,500	187	1:2	住宅W2	中規模の一般住宅の中に共同住宅等が見られる区画 整理済の住宅地域	南6m市道	水道 下水	敦賀3.3km	(都)1住居 (60-200)
5-1	三島町1丁目548番外 「三島町1-5-28」	83,000	397	1.5:1	事務所兼住宅 R C 3	事務所、店舗等が建ち並ぶ近隣商業地域	北15m県道	水道 ガス 下水	敦賀1.3km	(都)近商 (80-200) 準防
5-2	相生町5番2 「相生町5-2」	81,000	314	1:1	店舗兼住宅 W2	小売店舗、事務所等が建ち並ぶ商業地域	東25m市道	水道 ガス 下水	敦賀1.4km	(都)商業 (80-400) 防火
5-3	清水町1丁目23番21 「清水町1-23-10-2」	86,000	140	1:3.5	店舗兼住宅 S 3	事務所、店舗および併用住宅が建ち並ぶ近隣商業地 域	南15m市道	水道 ガス 下水	敦賀800m	(都)商業 (80-400) 準防
7-1	若葉町1丁目1604番	97,000	396	1:1.2	店舗W2	飲食店や物品販売店が建ち並ぶ路線商業地域	東22m県道	水道 下水	敦賀3.9km	(都)準工 (60-200)
7-2	昭和町2丁目20番9 「昭和町2-20-28」	84,000	397	1:1.5	事務所兼住宅 S 3	県道沿いに店舗、事務所等が建ち並ぶ路線商業地域	西20m県道 背面道	水道 下水	敦賀2.3km	(都)準工 (60-200)
9-1	原23号安堵詰1番1外	15,000	10,730	1.5:1	倉庫W1	大規模の工場が散在する工業地域	北8m市道 西側道	水道	敦賀4.1km	(都)工専 (60-200)
小浜(県) 1	小浜市小浜多賀72番9	66,000	184	1:2.5	住宅W2	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域	東5.5m 市道	水道 下水	小浜1.3km	(都)1住居 (60-200)
2	遠敷5丁目203番1外	53,900	279	1:1.5	住宅W2	中規模の一般住宅を中心とする住宅地域	東6m市道	水道	東小浜370m	(都)1中専 (60-200)
3	青井10号川東77番5	51,600	312	1:1.5	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	北西6m 市道	水道 下水	小浜1.6km	(都)1中専 (60-200)
4	小松原3号大西57番	39,600	99	1:2.5	住宅W2	小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	北東5.5m 市道	水道 下水	小浜2.4km	(都)1住居 (60-200)

5-1	駅前町19号25番外 「駅前町7-3」	91,000	217	1:3	店舗兼住宅 S3	小売店舗、事務所等が建ち並ぶ駅前商店街	西15m国道	水道 下水	小浜80m	(都)商業 (80・400) 準防
5-2	小浜鹿島41番外	63,800	220	台形 1:4.5	店舗兼住宅 W2	小規模の店舗を中心とし一般住宅も混在する近隣商業地域	南東6m 市道	水道 下水	小浜850m	(都)近商 (80・200) 準防
7-1	多田9号下深田7番	70,000	774	1:2	事務所兼工 場S2	各種の事務所、店舗等が建ち並ぶ路線商業地域	北11m国道 背面道	水道	東小浜1.5km	(都)準工 (60・200)
大野(県) 1	大野市美里町809番内	39,800	214	1:3	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	西6m市道		越前大野 1.1km	(都)1低専 (50・80)
2	中荒井町1丁目107番	37,900	217	1:2	住宅W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	南6m市道	下 水	越前大野 1.3km	(都)1住居 (60・200)
3	右近次郎40字大泉24番	30,000	251	1:1.2	住宅W2	中規模の一般住宅が多い郊外の新興住宅地域	南6m市道		越前大野 2.5km	(都) (70・200)
4	137字義景ノ一16番14 「泉町12-33」	29,000	142	台形 1:1	住宅W2	中小規模の一般住宅が多く見られる普通住宅地域	西4m市道		越前大野 1.5km	(都)1中専 (60・200)
5	友江12字西五反田23番2外	28,300	338	台形 1:1.5	住宅W2	一般住宅のほか作業所、農家住宅等が混在し農地や空地も残る住宅地域	東5.5m 市道		北大野 1.8km	(都)1住居 (60・200)
6	川合16字カナケ13番1内	2,350	335	台形 1.2:1	住宅W2	中規模の住宅が多い山間部の山村集落地域	西5m市道 北側道	水道	九頭竜湖 1km	「都計外」 県立公普通
7	下山7字阪村下35番	2,250	446	1:1	住宅W2	中規模の住宅が点在する山間部の山村集落地域	南4.7m 市道	水道	越前下山 1km	「都計外」 県立公普通
5-1	日の出35番3外 「日吉町19-5」	55,000	274	不整形 1:2.5	店舗兼住宅 S3	各種小売店舗が建ち並ぶ駅前商業地域	北西8.2m 市道		越前大野 150m	(都)商業 (80・300) 準防
5-2	朝日35字石亀7番17	12,100	658	1:2.5	店舗兼住宅 W2	小売店舗、事務所、一般住宅等が混在する地域	南13m国道 西側道	水道	九頭竜湖 400m	「都計外」 県立公普通
7-1	月美町614番 「月美町6-14」	63,700	476	1:2.5	店舗兼住宅 W2	営業所、店舗等が混在する路線商業地域	東16m国道		越前大野 800m	(都)準工 (60・200)
勝山(県) 1 ◎	勝山市郡町1丁目194番内 「郡町1-2-43」	32,300	389	台形 1:1	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域	東6m市道	水道 下水	勝山2.2km	(都)1中専 (60・200)
2	旭町2丁目417番1外 「旭町2-2-29」	35,300	311	1:1.5	住宅W2	一般住宅を中心とする区画整然とした住宅地域	北6m市道	水道 下水	勝山2.2km	(都)1中専 (60・200)

3	長山町2丁目732番7 「長山町2-7-31」	27,500	248	1:1.2	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	南6m市道	水道 下水	勝山2.3km	(都)1中専 (60-200)
4	元禄6字榎3番5 「元町2-10-6」	34,700	307	1:2.5	住宅W2	一般住宅を中心とし小売店舗も混在する既成住宅地域	北3.6m 市道	水道 下水	勝山1.3km	(都)1住居 (60-200)
5-1	元町1丁目646番外 「元町1-6-21」	68,400	142	1:2	店舗兼住宅 S3	事務所ビル、小売店舗等が建ち並ぶ商業地域	北東13m 県道	水道 下水	勝山1.4km	(都)近隣 (80-200) 準防
7-1	郡町3丁目307番	44,400	743	1:2	事務所兼倉 庫W2	店舗、事務所、倉庫等が建ち並ぶ新興の路線商業地域	南22m県道	水道 下水	勝山2.6km	(都)準工 (60-200)
鯖江(県) 1	鯖江市水落町1丁目1417番外 「水落町1-14-33-7」	56,500	283	1:1.5	住宅W2	中規模の一般住宅が建ちつつある区画整然とした新興住宅地域	南6m市道	水道 下水	水落860m	(都)1中専 (60-200)
2	住吉町3丁目1018番 「住吉町3-10-19」	57,800	325	1:2	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ比較的新しい住宅地域	西6m市道	水道 下水	鯖江1.1km	(都)1低専 (60-100)
3	萌生田町13字奥向田1番・2番・3 番合併7	28,500	195	1.5:1	住宅W2	一般住宅、工場、倉庫等が混在する住宅地域	北6m市道	水道	鯖江8.5km	(都)1住居 (60-200)
4	定次町171番	51,400	198	1:1	住宅W2	旧来の村落到に近接し一般住宅が散在する地域	北6m市道	水道 下水	鯖江1.1km	(都)1中専 (60-200)
5	吉谷町117番	31,500	223	1:2	住宅W2	中規模の一般住宅が建ちつつある新興住宅地域	北6m市道	水道 下水	神明3.7km	(都) (60-200)
6	小泉町28字仲町1番21	33,800	207	1:1.5	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並び周辺には農地も多く残る新興住宅地域	北6m市道	水道	神明2.3km	(都) (60-200)
3-1	北野町14字永田39番	23,000	1,612	1:1.5	田	周辺が宅地化されつつある熟成度の高い地域	北6.5m 未舗装道路	水道	神明1.4km	(都)1中専 (60-150)
5-1	旭町1丁目905番 「旭町1-9-4」	88,600	185	1:2	店舗兼住宅 S3	店舗、事務所等が建ち並ぶ駅前商業地域	南22m県道	水道 下水	鯖江200m	(都)商業 (80-500) 防火
7-1	東鯖江3丁目307番 「東鯖江3-3-7」	62,500	299	1:3	店舗兼住宅 S3	店舗、事務所等が建ち並ぶほか、一般住宅等も認められる商業地域	西16m市道	水道 下水	鯖江1km	(都)準工 (60-200)
7-2	丸山町1丁目315番 「丸山町1-3-18」	60,900	402	1:2	住宅S2	中小工場、事務所、店舗等が混在する地域	北西16m 市道	水道 下水	神明1.2km	(都)準工 (60-200)
7-3	柳町3丁目519番 「柳町3-5-29」	72,500	1,025	台形 1:1.5	店舗兼住宅 S3	国道沿いに店舗、事務所が建ちつつある郊外路線商業地域	東26m国道	水道 下水	鯖江500m	(都)準工 (60-200)

7	広瀬町99字北土亀橋14番2外	29,600	500	1.2:1	住宅W2	旧来からの農村住宅が建ち並び小売店舗等も混在する住宅地域	南6m県道	水道 下水	武生4.5km	(都) (60-200)
8	栗田部町28字大馬場8番4	37,200	289	1:3.5	住宅W2	旧来からの一般住宅が建ち並び住宅地域	南4m市道	水道 下水	武生7.3km	(都)1住居 (60-200)
9	栗田部町中央2丁目103番4	49,100	337	1:2	住宅W2	中規模の住宅が散在する新興住宅地域	西6m市道	水道 下水	武生8km	(都)1中専 (60-200)
10	栗田部町71字下来相町3番19	42,200	206	1:1	住宅W2	比較的新しい中小規模の一般住宅が建ち並び住宅地域	北5m市道 背面道	水道 下水	武生6.6km	(都)1低専 (60-100)
5-1	元町79番6外 「元町2-37」	78,000	186	1:5	店舗兼住宅 S3	小売店舗等が建ち並び商業地域	北15m国道 背面道	水道 ガス 下水	武生600m	(都)商業 (80-300) 準防
5-2	国高2丁目44字片井田3番9外	83,000	407	1:1.2	店舗兼事務所 S2	小売店舗、金融機関等が建ち並び商業地域	南16m県道	水道	武生2km	(都)近商 (80-200) 準防
5-3	神明町213番 「神明町4-16」	72,000	145	1:3	店舗兼住宅 S3	小売店舗のほかに、一般住宅等が見られる近隣商業地域	南9m県道	水道 ガス 下水	武生800m	(都)近商 (80-200) 準防
5-4	栗田部町25字西山50番9	48,800	167	1:2	店舗兼住宅 S3	旧来からの小売店舗等が建ち並び近隣商業地域	南7m国道	水道 下水	武生6.8km	(都)近商 (80-200)
7-1	日野美1丁目18番 「日野美1-3-26」	75,000	429	1.2:1	事務所 R C4	中規模の事務所、店舗等が建ち並び路線商業地域	西18m県道	水道 下水	武生1.8km	(都)準工 (60-200)
7-2	北府2丁目14字南六反田 3番5外 「北府2-15-15」	64,000	395	1:1.5	店舗兼住宅 S3	中規模の事務所、店舗等が建ち並び路線商業地域	西12m市道	水道 ガス 下水	西武生1km	(都)準工 (60-200)
7-3	横市町10字四ノ廻1番4外	70,000	991	1:2	事務所兼倉庫 S2	国道沿いに店舗、事業所等が建ち並び路線商業地域	東27m国道	水道	武生3.4km	(都)準工 (60-200)
7-4	栗田部町35字桐木小森4番4外	54,500	764	台形 1:1.5	事務所兼車庫兼住宅 W2	事業所、小工場、住宅等が混在する商業地域	北12m市道	水道 下水	武生8.1km	(都)準工 (60-200)
坂井(県) 1	坂井市坂井町宮領49字北平 32番1外	18,400	468	不整形 2:1	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	南5.5m 市道	水道 下水	丸岡900m	(都)1中専 (60-200)
2	坂井町長畑23字堰ノ上17番3外	43,400	472	不整形 1:3	住宅W2	一般住宅等が建ち並び既成住宅地域	南西8m 県道 背面道	水道 下水	丸岡400m	(都)1住居 (60-200)
3	坂井町上兵庫67字中笠江30番15	36,000	217	1:1	住宅W2	宅地造成された中小規模の一般住宅が建ち並び郊外の住宅地域	東9m市道	水道	下兵庫440m	(都) (60-200)

4	三国町錦3丁目254番外 〔錦3-6-11〕	40,800	429	台形 1:3	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	南8.5m 市道	水道 下水	三国600m	(都)1中専 (60-200)
5	三国町新保11字5町目山方2番	32,900	228	1:3	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域	北東6.5m 市道	水道 下水	三国神社 2.3km	(都)1中専 (60-200)
6	三国町三国東2丁目141番 〔三国東2-5-32〕	45,000	219	1:2	住宅W2	中規模の一般住宅が建ちつつある区画整然とした新興住宅地域	西6m市道	水道 下水	三国神社 700m	(都)1低専 (50-80)
7	丸岡町栗町1丁目5番2	51,000	198	台形 1:3	住宅W2	旧来から中小規模の一般住宅等が建ち並ぶ既成市街地	西8m市道	水道 下水	丸岡4.4km	(都)1住居 (60-200)
8	丸岡町新九頭竜2丁目66番	53,400	198	1:1.5	住宅W2	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	北6m市道	水道 下水	森田4.2km	(都) (60-200)
9	丸岡町一本田福所30字流1番16	37,500	205	1:2	住宅W2	中規模の一般住宅の中に空地も見られる新興住宅地域	南6m市道	水道 ガス 下水	丸岡4.3km	(都) (60-200)
10	春江町西太郎九4字上杵橋 40番37	43,500	222	1:1.2	住宅W2	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ新興住宅地域	西6m市道	水道 下水	太郎九450m	(都) (60-200)
11	春江町中筋大手137番6外	47,300	291	1:1	住宅W2	中小規模の一般住宅が建ちつつある新興住宅地域	東6m市道	水道 下水	春江300m	(都)1低専 (50-80)
12	春江町千歩寺35字三反縄1番54	40,200	187	1:1.5	住宅W2	中小規模の一般住宅が多く見られる住宅地域	南6m市道	水道 下水	西長田700m	(都) (60-200)
5-1	坂井町下新庄15字名代1番外	58,300	1,411	1.5:1	店舗兼倉庫 S2	県道沿いに店舗、事務所等が散在し空地も見られる地域	東20m県道 三方路	水道	丸岡2.2km	(都) (60-200)
5-2	三国町北本町4丁目72番 〔北本町4-1-12〕	47,500	271	1:3	店舗、事務所 兼住宅 W2	店舗兼住宅、一般住宅等が建ち並ぶ旧来からの近隣商業地域	南西5m 市道	水道 下水	三国320m	(都)近商 (80-200)
5-3	丸岡町西瓜屋6字西裏21番	60,000	154	1:3	店舗兼住宅 W2	低層の小売店舗、一般住宅等が混在する近隣商業地域	北15m県道	水道 下水	丸岡4.2km	(都)近商 (80-200)
5-4	春江町江留上本町6番14外	64,500	244	1:2.5	診療所兼住宅 W2	店舗や事務所が建ち並び一般住宅等も混在する近隣商業地域	西11.5m 県道	水道 下水	春江500m	(都)近商 (80-200)
7-1	三国町三国東6丁目810番4外 〔三国東6-1-3〕	61,000	660	1:2	店舗兼倉庫 S1	国道沿いに店舗等が見られる路線商業地域	東13m国道 北側道	水道 下水	三国神社 300m	(都)準工 (60-200)
7-2	丸岡町一本田中34字末延 53番1外	67,000	837	1:1.2	店舗兼事務所 S2	国道沿いに沿道サービス関連の店舗が建ち並ぶ路線商業地域	西28m国道 背面道	水道 下水	丸岡3.4km	(都)準工 (60-200)

7-3	春江町江留下屋敷109番1	69,000	290	1:2	店舗兼住宅W2	県道沿いに店舗、飲食店、事務所等が混在して建ち並ぶ路線商業地域	西16m県道	水道 下水	春江800m	(都)準工 (60・200)
9-1	坂井町長屋71字又張1番2外	16,000	6,853	台形 1:2	工場S2	中規模工場が建ち並ぶ県道沿いの工業地域	東11.5m 県道 南側道	水道	丸岡3.3km	(都) (60・200)
永平寺(県) 1	吉田郡永平寺町東古市13字 下町73番	33,900	99	1:4.5	住宅S2	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	南東4m 町道	水道 下水	永平寺口 350m	「都計外」
2	鳴鹿山鹿13字村中沖62番1外	19,500	369	台形 1.5:1	住宅W2	中規模の一般住宅、工場、空地等が混在する地域	北東9m 国道 南東側道	水道 下水	永平寺口 1.2km	「都計外」
3	光明寺13字大妙敷7番2外	15,100	238	不整形 1:2.5	住宅W2	農家住宅が多い古くからの住宅地域	北3.5m 町道	水道 下水	光明寺200m	「都計外」
4	松岡春日2丁目65番	48,200	290	1:3	住宅W2	旧来から一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	北5m町道	水道 下水	松岡800m	1住居 (60・200)
5	松岡松ヶ丘1丁目27番	44,500	161	1:1.5	住宅W2	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ新興住宅地域	南西6m 町道	水道 下水	松岡1.7km	1低専 (60・100)
6	松岡御公領702番	53,000	415	台形 1:2	住宅W2	中規模一般住宅のほか共同住宅が多く見られる区画 整然とした住宅地域	北東6m 町道	水道 下水	松岡2.5km	(都)1中専 (60・200)
7	竹原4字北村内2番7	12,300	254	1:1.5	住宅W2	一般住宅のほか店舗、機業場等も見られる地域	北8.5m 県道	水道	越前竹原 120m	「都計外」
8	清水4字寺田5番4	9,200	363	台形 1.2:1	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	南4m町道	水道	山王700m	「都計外」
5-1	東古市13字下町6番2外	44,500	102	1:2.5	店舗兼住宅 S3	店舗併用住宅を中心とし一般住宅等も混在する商業 地域	北東7.5m 国道 北西側道	水道 下水	永平寺口 300m	「都計外」
5-2	松岡春日1丁目31番1外	65,500	541	1:1.5	店舗兼事務所 S R C 2	中低層の事務所や店舗兼住宅、一般住宅等が混在する 近隣商業地域	北15m国道	水道 下水	松岡400m	近商 (80・200)
5-3	山王23字下千原田1番4	22,000	616	1:1	事務所 R C 2	店舗、住宅等が混在する県道沿いの商業地域	南西8m 県道 北西側道	水道	山王130m	「都計外」
池田(県) 1	今立郡池田町水海72字大門町 25番4	3,350	200	台形 2:1	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	西5m町道	水道 下水	武生25.5km	「都計外」
2	上荒谷22字谷出22番1外	4,200	519	1:1.2	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	北西6m 国道	水道 下水	武生21km	「都計外」

5-1	寺島4字上前川原3番1外	14,500	211	1:2	店舗兼住宅 W2	日用品を主体とした小売店舗が建ち並ぶ近隣商業地域	北西7m 国道	水道 下水	武生21.5km	〔都計外〕
南越前(県) 1	南条郡南越前町西大道15字堂暇 14番	22,200	809	台形 1.5:1	住宅W2	農家住宅が建ち並ぶ古くからの住宅地域	北東5m 町道 北西側道	水道 下水	南条600m	〔都計外〕
2	上野35字三ノ町20番1	14,200	803	台形 1:1.2	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	北東4.5m 町道 三方路	水道	南条1.6km	〔都計外〕
3	日野1番85	28,200	198	1:1	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ新興住宅地域	東5m町道	水道 下水	南条1.8km	〔都計外〕
4	湯尾88字野箱8番1外	13,000	224	台形 1:1	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	北4.8m 町道	水道	湯尾1.5km	〔都計外〕
5	合波22字西前川原5番1外	6,100	310	台形 1.5:1	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	西4m町道 背面道	水道	今庄2km	〔都計外〕
6	古木14字上野山3番1外	4,000	263	台形 1.5:1	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	南4m町道 北西側道	水道	湯尾7km	〔都計外〕
7	河野19字八幡前14番2	34,200	138	台形 2:1	住宅W2	在来の漁家住宅を中心とした住宅地域	東3.5m 町道	水道 下水	武生17km	〔都計外〕
8	甲楽城9字上此上56番1	36,100	130	1:1.5	住宅W2	在来の漁家住宅を中心とした住宅地域	南西5m 町道	水道 下水	武生17km	〔都計外〕 国定公普通
5-1	東大道12字矢部16番14	45,500	496	1:2	店舗S3	低層の店舗、事務所等が見られる路線商業地域	南西13m 国道 北西側道	水道 下水	南条960m	〔都計外〕
5-2	今庄75字東中町37番1外	33,000	253	不整形 1:1.5	店舗兼住宅 S3	各種小売店舗を中心とし一般住宅も混在する商業地域	北西7m 町道 背面道	水道	今庄100m	〔都計外〕
5-3	糠12字南瀬31番外	57,300	198	台形 1.2:1	旅館RC5	小売店舗、旅館等が建ち並ぶ季節観光地	西9m国道	水道 下水	武生17km	〔都計外〕 国定公特別 (2種)
越前(県) 1	丹生郡越前町新保13字滝ヶ浜 22番4	56,500	99	1:1.2	住宅W2	在来の漁家住宅を中心とし日用品を主体とした小売 店舗も混在する住宅地域	西4m町道	水道	武生22km	〔都計外〕
2	大樽8字河南58番21	53,500	89	1:1.2	住宅W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	東4m町道	水道	武生24km	〔都計外〕 国定公普通
3	高佐31字飛岩12番4外	42,800	175	1:2	住宅W3	在来の漁家住宅を中心とした住宅地域	西4m町道	水道	武生20km	〔都計外〕 国定公普通

4	気比庄56字樋ノ詰4番5	31,700	424	1:1.5	住宅W2	旧来から一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	南4m町道 西側道	水道 下水	神明4.8km	(都)1中専 (60-200)
5	上川去25字蓮町12番28	29,000	239	1:1.5	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ新興住宅地域	南5.5m 町道	水道 ガス 下水	神明6.5km	(都)1低専 (60-100)
6	西田中12字五ノ町28番9外	34,000	214	1:2.5	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	北4m町道 背面道	水道 下水	神明4.9km	(都)1住居 (60-200)
7	江波32字窪田12番外	10,500	423	不整形 1:1.2	住宅W2	在来の農家住宅が多い農家集落地域	北3m町道	水道 下水	武生11km	(都) (70-200)
8	寺14字村中1番1外	7,800	753	台形 1.5:1	住宅W2	在来の農家住宅が建ち並ぶ住宅地域	東6m町道 三方路	水道	武生7.5km	「都計外」
9	織田38字北上田20番	37,500	624	1:1.5	住宅W2	一般住宅が建つほか空地も残る住宅地域	西4.7m 町道 背面道	水道 下水	鯖江14.8km	(都)1中専 (60-200)
10	織田117字禅奥寺前57番	34,800	191	1:2:1	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	南4m町道	水道 下水	鯖江15.3km	(都)1住居 (60-200)
11	織田44字新堀9番	38,200	499	1:1.5	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	西4m町道	水道 下水	鯖江14.5km	(都)1住居 (60-200)
5-1	織田98字辻21番3外	47,500	165	1:2	店舗兼住宅 R C3	小売店舗、一般住宅等が建ち並ぶ近隣商業地域	西11m町道	水道 下水	鯖江14.8km	(都)近商 (80-200)
5-2	西田中16字沢利4番1外	46,500	276	1:1.5	店舗兼住宅 S2	中小規模の小売店舗の中に住宅も見られる近隣商業地域	西15m町道 背面道	水道 下水	神明4.6km	(都)近商 (80-200)
7-1	東内郡1丁目310番	51,000	351	1.5:1	店舗兼住宅 W2	事務所、店舗、倉庫等が混在する路線商業地域	北15m国道	水道 下水	神明4.4km	(都)準工 (60-200)
美浜(県) 1	三方郡美浜町郷市27号 早稲田4番	28,100	409	1.2:1	住宅W2	旧来から中小規模の一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域	北5m町道	水道 下水	美浜330m	(都)1中専 (60-200)
2	河原市15号大道ノ下27番4	21,400	149	1:3	住宅W2	小規模の一般住宅のほか在来住宅の混在する既成住宅地域	北東3.5m 町道	水道 下水	美浜1.1km	(都)1住居 (60-200)
3	佐田71号中ノ庄4番1	17,500	489	1:2.5	住宅W2	旧来からの中小規模の一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域	西4m町道	水道	東美浜2km	(都) (70-200)
5-1	河原市15号大道ノ下7番3外	38,500	187	1:1.5	店舗兼住宅 S2	中規模の小売店舗等が建ち並ぶ近隣商業地域	南5m町道	水道 下水	美浜1km	(都)近商 (80-200) 準防

7-1	木野21号島田2番2	44,300	505	1:1.5	事務所兼住宅S2	中規模の事務所、店舗が建ち並ぶ路線商業地域	南10m国道背面道	水道 下水	美浜1.3km	(都)準工 (60-200)
高浜(県) 1	大飯郡高浜町宮崎88字 中見寺下14番8	71,000	168	1:1	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	東5m町道	水道 下水	若狭高浜 460m	(都)1中専 (60-200)
2	宮崎88字石塚13番1外	50,900	437	1:2	旅館兼住宅W2	一般住宅、季節旅館等が建ち並ぶ既成住宅地域	北東5.4m 県道	水道 下水	若狭高浜 1.2km	(都)1住居 (60-200)
3	青戸2字海端1番62	54,500	332	1:1.5	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ新興住宅地域	南6m町道	水道 下水	若狭和田 500m	(都)1住居 (60-200)
5-1	三明1字東三明22番1外	82,700	357	不整形 1:5	店舗兼住宅RC4	小売店舗、事務所が建ち並ぶ商業地域	北7.5m 県道 西側道	水道 下水	若狭高浜 800m	(都)商業 (80-300)
7-1	宮崎77字西丁13番1外	87,500	832	台形 1:1.5	店舗兼住宅S2	沿道サービス関連の店舗や事務所等が多い国道沿いの路線商業地域	北14m国道	水道 下水	若狭高浜 250m	(都)準工 (60-200)
おおい(県) 1	大飯郡おおい町名田庄F20号石 橋13番1	5,450	318	不整形 1:2	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	南5m町道 東側道	水道	小浜20km	「都計外」
2	名田庄納田終101号棚橋22番1	3,150	333	2:1	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	東6m県道 南側道	水道	小浜28km	「都計外」
3	本郷143字白浜29番1	32,500	348	台形 1:1.2	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	北東3.5m 町道 南東側道	水道	若狭本郷 500m	「都計外」
4	鹿野25字宮ノ上6番2	8,200	755	1:1	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	西3.5m 町道 北側道	水道	若狭本郷 7.2km	「都計外」
5	大島110字河谷口13番1	13,000	208	1.5:1	住宅W2	在来の漁家住宅を中心とした住宅地域	南東2m 町道 北東側道	水道	若狭本郷 6.6km	「都計外」
6	芝崎10字村中7番	8,900	750	台形 1.5:1	住宅W2	在来の農家住宅を中心とした住宅地域	南1m道路	水道	若狭本郷 3km	「都計外」
5-1	名田庄久坂4号行成10番9外	15,000	243	台形 1:2	店舗兼住宅W2	小売店舗、一般住宅等が混在して建ち並ぶ地域	北6m町道	水道 下水	小浜15km	「都計外」
5-2	本郷147字西橋5番1外	40,000	417	1:2.5	店舗兼住宅W2	小売店舗のほか一般住宅等も混在する駅前商業地域	南8m町道	水道	若狭本郷 80m	「都計外」
若狭(県) 1	三方上中郡若狭町横渡6号須波 野1番2	15,600	242	1:1	住宅W2	一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域	南東6m 町道	水道	十村600m	(都) (70-200)

2	成出18号柳2番1外	17,100	683	不整形 1:1.2	住宅W2	一般住宅が建ち並び小売店舗も混在する地域	西13m国道	水道	三方5km	(都) (70-200)
3	気山228号五市13番2	15,000	641	台形 1:1.5	住宅W2	旧来からの一般住宅が建ち並び既成住宅地域	東5m町道	水道 下水	気山500m	(都) (70-200)
4	大鳥羽25号中村1番3外	17,800	1,037	不整形 1:3	住宅W2	旧来から一般住宅が建ち並び日用品の小売店舗等も混在する地域	東12m町道	水道	大鳥羽近接	(都) (70-200)
5	熊川21号上ノ段10番外	12,600	297	1:2	住宅W2	旧来から一般住宅が建ち並び日用品の小売店舗も混在する地域	北東6m 町道	水道 下水	上中5.2km	「都計外」
5-1	三方40号馬場15番1	37,800	133	不整形 1:1	店舗兼住宅 S3	店舗、事務所、一般住宅等が建ち並び路線商業地域	西13m国道	水道 下水	三方120m	(都) (70-200)
5-2	井ノ口36号加福六28番4	38,600	291	1:2	店舗S2	小売店舗、銀行等の建ち並び近隣商業地域	東10m町道	水道 下水	上中150m	(都) (70-200)

(2) 林地

(1) 基準 地 番	(2) 基準地の所在および地番	(3) 基準地の10 アール当たり の価格 (円)	(4) 基準地の 地積 (㎡)	(5) 基準地の利 用の現況	(6) 基準地の周辺の土地の利用の現況	(7) 交通接近条件			(8) 公法上の規制	(9) 地域の特性	
						基準地から 搬出地点ま での搬出方 法および距 離	搬出地点 の道路の 状況	最寄駅お よび距離			最寄集落 および距 離
福井(林) 1	福井市五太子町33字北山9番4	68,000	1,388	用材林地(杉)	標高250m約35度の南向き傾斜の人工造林地 域	人力 20m	林道 4m	福井 20km	五太子町 800m	「都計外」 水源かん養保 安林 地森計	山村奥地林地
2	福井市柳泉町98字大谷49番外	178,000	2,055	用材林地(杉・赤松)	標高210m約40度の北東向き傾斜の赤松と杉 の人工林地域	集材機 350m	林道 2.5m	越前東郷 2.8km	柳泉町 1km	「都計外」 地森計	農村林地
3	敦賀市赤崎8号ギワ谷6番	500,000	3,636	用材・雑木 林地(杉・ク スギ)	標高100m約40度の南西向き傾斜の杉と雑木 が混在する自然林地域	集材機 150m	道路 2.5m	敦賀 6.3km	赤崎 800m	(都) 地森計	都市近郊林地
4	丹生郡越前町高佐45字 赤坂116番	580,000	1,090	雑木林地	標高120m約25度の北向き傾斜で、雑木の多い 景観の優れた自然林地域	人力 100m	農道 6m	武生 21km	米ノ 1.8km	「都計外」 地森計 国定 公特別(3種)	都市近郊林地
5	大野市下笹又13字坂ノ谷2番4	49,000	29,752	用材林地(杉)	標高600m約30度の南西向き傾斜の地域で、杉 と雑木の混交林地域	集材機 400m	林道 2.5m	越前大野 17km	堀兼 9km	「都計外」 地森計	林業本場林地
6	大飯郡おおい町名田庄堂本 34号仁吾谷13番2	31,200	55,123	用材林地(杉)	標高400m20～30度程度の南西向き傾斜の人工 造林地域	集材機 330m	林道 3.6m	小浜 21km	堂本 3.2km	「都計外」 保安林 地森 計 砂防指定 地	林業本場林地

7	大野市川合33字倉ノ又1番8	21,500	33,342	用材林地(杉)	標高650m約45度の北西向き傾斜の地域で、杉と雑木の混交林地地域	集材機200m	林道3.6m	九頭竜湖3.4km	川合2.2km	「都計外」地森計県立公普通	山村奥地林地
8	あわら市沢50字大坂4番	735,000	1,699	雑木林地	標高40m約30度の南向き傾斜の地域で、赤松と雑木の混交林地地域	人力50m	林道2.5m	細呂木2km	沢600m	(都)地森計	都市近郊林地
9	福井市南江守町64字長谷31番外	2,000,000	1,983	用材林地(杉)	標高50m約30度の北向き傾斜の地域で、杉と雑木の混交林地地域	集材機250m	農道4m	福井7km	南江守町800m	「調区」地森計	都市近郊林地
10	今立郡池田町千代谷86字横谷白栗瀬2番	58,000	892	用材林地(杉)	標高350m約30度の南東向き傾斜の人工造林地域	集材機300m	林道2.5m	武生31km	千代谷2.5km	「都計外」地森計	林業本場林地

(3) 地価公示の標準地と同一地点である標準地一覧

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
基準地号	基準地の所在および地番ならびに住居表示	基準地の1平方メートル当たりの価格(円)	基準地の地積(m ²)	基準地の形状	基準地の利用の現況	基準地の周辺の土地の利用の現況	基準地の前面道路の状況	基準地について水道、ガス供給施設および下水道の整備の状況	基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況	基準地に係る都市計画法その他の法令の制限で主要なものの
福井(県) 15	松本3丁目810番 「松本3-8-14」	108,000	293	1:1.5	住宅W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域	北6m市道	水道 ガス 下水	福井1.5km	1住居 (60・200) 準防
福井 6		(109,000)								
福井(県) 16	町屋2丁目405番外 「町屋2-6-3」	84,000	356	1:1.2	住宅W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	南6m市道	水道 ガス 下水	福井2.5km	1住居 (60・200)
福井 20		(84,800)								
福井(県) 22	福1丁目2112番	72,200	140	2:1	住宅W2	一般住宅、アパート等が混在する新興住宅地域	西6m市道	水道 ガス 下水	福井4.3km	1住居 (60・200)
福井 14		(74,300)								
福井(県) 5-10	大手2丁目2002番 「大手2-6-1」	385,000	165	1:2.5	店舗兼住宅 R C 4	中層の店舗ビルが建ち並ぶ駅前の商業地域	南東20m 県道	水道 ガス 下水	福井近接	商業 (80・600) 防火
福井 5-1		(388,000)								

福井(県)		120,000	283	1:1.2	店舗兼住宅 R C 4	中層の事務所ビル等が建ち並ぶ既成商業地域	東36m県道	水道 ガ ス 下 水	福井1km	商業 (80・400) 準防
5-11	毛矢丁目503番外 「毛矢2-5-3」									
福井		(124,000)								
5-7										

備考

(宅地および宅地見込地)

- 1 基準地に係る表示は、基準地の価格判定の基準日（平成18年7月1日）における状況により行った。
- 2 「基準地番号」欄において、「ー」（ハイフン）の前の数字（3、5、7、9および10）は、当該基準地がそれぞれ宅地見込地、商業地、準工業地、工業地および調整区域内宅地であることを示し、これらの数字を付していないものは、当該基準地が住宅地であることを示すものである。
また、※印は、地価公示の標準地（価格判定の基準日は、平成18年1月1日）と同一の地点である基準地を示すものであり、◎印は、半期地価動向調査の調査地点（価格判定の基準日は、平成18年7月1日）と同一の地点である基準地を示すものである。
なお、半期地価動向調査結果と地価調査結果は同一である。
- 3 「基準地の所在および地番ならびに住居表示」欄において、基準地に住居表示がある場合には、その住居表示を「」内に表示した。
また、基準地が土地区画整理事業による仮換地または土地改良事業の一時利用地となっている場合には、原則として、当該事業による整理前のその地点の所在および地番を表示し、併せて（ ）内に、当該事業により付されたその地点の工区名、街区番号、符号（仮換地番号）等を表示した。ただし、住居表示および仮換地番号等の両方がある場合には、仮換地番号等の表示は省略した。
なお、基準地が、数筆にわたる場合には「外」と、一筆の一部である場合には「内」とそれぞれ表示し、同一の市または町にある基準地については、それぞれ最初の基準地にのみ市名または町名を表示し、他は省略した。
- 4 「基準地の地積」欄には、原則として、土地登録簿に登録されている地積（土地の一部が借地である基準地については当該借地の地積、土地区画整理事業の仮換地または土地改良事業の一時利用地である基準地については当該仮換地等の地積）を表示し、1平方メートル未満の端数は切り捨てた。また、基準地の一部が私道となっている場合には、私道部分を含めて全筆の地積を表示した。
- 5 「基準地の形状」欄には、基準地の間口と奥行とのおおむねの比率（宅地見込地にあっては、前面道路と接する辺または至近の道路におおむね平行する辺と、この辺から対辺までの長さとの比率）を、左側に間口、右側に奥行の順で表示した。
なお、基準地の形状は、台形、不整形等と特に表示しない限り、方形である。
- 6 「基準地の利用の現況」欄には、基準地に建物がある場合には、その建物の構造を次の略号で表示した。
なお、建物の構造の略号の次に付した数字は、その階層数（地下階層がある場合には、地上階層にはFと、地下階層にはBと付してある。）を表示したものである。
鉄骨鉄筋コンクリート造……S R C プロック造………B
鉄筋コンクリート造………R C 木造………W
鉄骨造………S
- 7 「基準地の前面道路の状況」欄には、前面道路の方位、幅員、舗装の状況、道路の種類およびその他の接面道路の順に表示した。
なお、道路の種類は次により表示し、前面道路の舗装の状況は、未舗装と特に表示しない限り、舗装済みである。
 - (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の道路……………国道、県道、市道等
 - (2) 土地区画整理事業または土地改良事業の施行地区内の道路（(1)および(3)を除く。）……………区画街路
 - (3) 私人が管理する道で、いわゆる私道と称されているもの……………私道

(4) その他の道.....道路

8 「基準地についての水道、ガス供給施設および下水道の整備の状況」欄には、次により表示した。

(1) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業の用に供する水道または専用水道により給水されている場合および通常の工事費負担によって、これらの水道から給水可能な場合.....水道

(2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）による一般ガス事業または簡易ガス事業によりガスが供給されている場合および通常の工事費負担によって、これらのガス事業からガス供給が可能な場合.....ガス

(3) 基準地が公共下水道の処理区域内にある場合および大規模造成地等にある下水道で、宅地供給者、組合等が一体として管理し、かつ、公共下水道に接続し、または終末処理場を有しているものがある地域に属する場合.....下水

9 「基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」欄には、原則として、鉄道駅名および基準地から鉄道駅までの道路距離を表示し、50メートル未満の場合には、「近接」と表示した。

10 「基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの」欄には、次により表示した。

(1) 用途地域等は、次の略号で表示した。

なお、市街化区域は、特に表示していない。

市街化調整区域.....「調区」	第一種低層住居専用地域.....1 低専	防火地域.....防火
市街化区域および市街化調整区域以外の都市計画区域.....(都)	第二種低層住居専用地域.....2 低専	準防火地域.....準防火
都市計画区域外.....「都計外」	第一種中高層住居専用地域.....1 中専	国定公園特別地域第一種.....国定公特別（1種）
	第二種中高層住居専用地域.....2 中専	国定公園特別地域第二種.....国定公特別（2種）
	第一種住居地域.....1 住居	国定公園特別地域第三種.....国定公特別（3種）
	第二種住居地域.....2 住居	国定公園普通地域.....国定公普通
	準住居地域.....準住居	県立公園普通地域.....県立公普通
	近隣商業地域.....近商	
	商業地域.....商業	
	準工業地域.....準工	
	工業地域.....工業	
	工業専用地域.....工専	

(2) 用途地域については、（ . ）内の左側に建ぺい率を、右側に容積率をそれぞれパーセントを表示した。

また、用途指定のない市街化調整区域内宅地、用途指定のない市街化区域および市街化調整区域以外の都市計画区域についても、（ . ）内の左側に建ぺい率を、右側に容積率をそれぞれパーセントを単位として表示した。

(林地)

宅地および宅地見込地の例によるほか、次により表示した。

1 「基準地の利用の現況」欄には、用材林地または雑木林地の別を表示し、併せて（ ）内に樹種を表示した。

2 「基準地から搬出地点までの搬出方法および距離」欄には、木材の通常の搬出方法および基準地の中心部から搬出地点までの距離を表示した。

なお、基準地が林地等に隣接している場合には、「林道隣接」等と表示した。

3 「搬出地点の道路の状況」欄には、搬出地点の道路の種類（林道、農道等）および幅員を表示した。

なお、舗装または未舗装の別については、表示していない。

4 「公法上の規制」欄には、次の略号で表示した。

- 地域森林計画対象民有林……………地森計
- 国定公園特別地域第一種……………国定公特別（1種）
- 国定公園特別地域第二種……………国定公特別（2種）
- 国定公園特別地域第三種……………国定公特別（3種）
- 国定公園普通地域……………国定公普通
- 県立公園普通地域……………県立公普通
- 5 「地域の特性」欄には、林地の類型を次により表示した。
- (1) 市街地的形態をしている地域の近郊にある地域内の林地で、市街地の宅地化の影響を受けているもの……………都市近郊林地
- (2) 農村集落の周辺に位置するいわゆる里林地に属する林地で、一般に農業を主に行い、林業を兼ねて行っている地域内のもの……………農村林地
- (3) 林業の盛んな地域または地方の有名林業地で、有名林業地としての銘柄またはこれに準ずる用材を生産している地域内の林地……………林業本場林地
- (4) 交通の状況から判断して最も不便な地域内の林地……………山村奥地林地

(地価公示の標準地と同一地点である基準地一覧)

- 1 「基準地番号」の欄には、上段に基準地番号を、下段に平成18年地価公示による標準地番号を表示した。
- 2 「基準地の1平方メートル当たりの価格」欄には、上段に基準地の価格を、下段に標準地の価格（基準日は、平成18年1月1日）を（ ）内に表示した。
- 3 その他の各欄には、上段に基準地の表示事項を、下段に標準地の公示事項を（ ）内に表示した。ただし、各事項について上段と変更がない場合には、下段の表示は省略した。

政府調達に関する協定の適用を受ける契約に係る一般競争入札を次のとおり実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により公告する。

平成18年9月19日

福井県知事 西川 一誠

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
除雪トラック（7台専用、グレーダ装置付）3台
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限
平成19年1月22日（月）10時
- (4) 納入場所
別に指示する場所

2	入札に参加する者に必要な資格 この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格に係る審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。	(2)	入札説明書等の交付期間 平成18年9月19日10時から同年9月20日17時まで（日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）	札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	福井市大手3丁目17-1 福井県土木部道路保全課
	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。 (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。 (3) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入することができると認める能力を有すると認められる者であること。 (4) この入札に係る調達物品の点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。		入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県土木部道路保全課 電話 0776-20-0477		
3	入札説明書等の交付に関する事項ならびに入札および開札の日時等 (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県土木部道路保全課 電話 0776-20-0477	(3)	入札書の提出方法等 ア 入札書は、郵送により提出する場合を除き、入札の日時に入札の場所へ持参して提出すること。 なお、電報および電送による入札書の提出は認めない。 イ 郵送による入札書の提出を希望する場合の提出期限、提出方法および提出場所 ロ 提出期限 平成18年9月28日（木）17時（この期限までに必ず到着させること。） ハ 提出方法 簡易書留郵便によること。 ニ 提出場所 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県土木部道路保全課 入札および開札の日時および場所 ア 日時 平成18年9月29日（金）10時 イ 場所 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県庁9階901号室	この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。	福井市大手3丁目17-1 福井県土木部道路保全課
	入札説明書等の交付に関する事項ならびに入札および開札の日時等 (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県土木部道路保全課 電話 0776-20-0477		入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落		
4	入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落	(4)	入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落	この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。	福井市大手3丁目17-1 福井県土木部道路保全課
	入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落		入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落		
5	落札者の決定方法 この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。	5	落札者の決定方法 この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。	この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。	福井市大手3丁目17-1 福井県土木部道路保全課
	落札者の決定方法 この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。		落札者の決定方法 この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。		
6	その他 (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨 (2) 入札保証金および契約保証金 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。）第152条、第153条、第171条および第172条の規定による。 (3) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、この入札に係る調達物品の仕様書その他必要と認められる書類（以下「入札仕様書等」という。）を次のとおり提出し、当該調達物品の仕様に関する県の技術的審査を受けるものとする。	6	その他 (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨 (2) 入札保証金および契約保証金 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。）第152条、第153条、第171条および第172条の規定による。 (3) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、この入札に係る調達物品の仕様書その他必要と認められる書類（以下「入札仕様書等」という。）を次のとおり提出し、当該調達物品の仕様に関する県の技術的審査を受けるものとする。	この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。	福井市大手3丁目17-1 福井県土木部道路保全課
	その他 (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨 (2) 入札保証金および契約保証金 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。）第152条、第153条、第171条および第172条の規定による。 (3) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、この入札に係る調達物品の仕様書その他必要と認められる書類（以下「入札仕様書等」という。）を次のとおり提出し、当該調達物品の仕様に関する県の技術的審査を受けるものとする。		その他 (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨 (2) 入札保証金および契約保証金 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。）第152条、第153条、第171条および第172条の規定による。 (3) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、この入札に係る調達物品の仕様書その他必要と認められる書類（以下「入札仕様書等」という。）を次のとおり提出し、当該調達物品の仕様に関する県の技術的審査を受けるものとする。		
7	Summary (1) Nature and quantity of the products to be purchased: snow removing truck (7t exclusive, grater equipment).3sets (2) Date, Time of Bidding: 10:00Am, September 29, 2006 (3) Contact point for the notice: Road Maintenance Division, Fukui Prefectural Government' 3-17-1, Ote, Fukui-shi, Fukui-ken, 910-8580, Japan TEL 0776-20-0477	7	Summary (1) Nature and quantity of the products to be purchased: snow removing truck (7t exclusive, grater equipment).3sets (2) Date, Time of Bidding: 10:00Am, September 29, 2006 (3) Contact point for the notice: Road Maintenance Division, Fukui Prefectural Government' 3-17-1, Ote, Fukui-shi, Fukui-ken, 910-8580, Japan TEL 0776-20-0477	この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。	福井市大手3丁目17-1 福井県土木部道路保全課
	Summary (1) Nature and quantity of the products to be purchased: snow removing truck (7t exclusive, grater equipment).3sets (2) Date, Time of Bidding: 10:00Am, September 29, 2006 (3) Contact point for the notice: Road Maintenance Division, Fukui Prefectural Government' 3-17-1, Ote, Fukui-shi, Fukui-ken, 910-8580, Japan TEL 0776-20-0477		Summary (1) Nature and quantity of the products to be purchased: snow removing truck (7t exclusive, grater equipment).3sets (2) Date, Time of Bidding: 10:00Am, September 29, 2006 (3) Contact point for the notice: Road Maintenance Division, Fukui Prefectural Government' 3-17-1, Ote, Fukui-shi, Fukui-ken, 910-8580, Japan TEL 0776-20-0477		
8	福井県公安委員会告示第99号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）および講習規則附則第2条に基づく法第22条第2項第1号に規定す	8	福井県公安委員会告示第99号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）および講習規則附則第2条に基づく法第22条第2項第1号に規定す	この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。	福井市大手3丁目17-1 福井県土木部道路保全課
	福井県公安委員会告示第99号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）および講習規則附則第2条に基づく法第22条第2項第1号に規定す		福井県公安委員会告示第99号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）および講習規則附則第2条に基づく法第22条第2項第1号に規定す		

る警備員指導教育責任者講習（以下「特例措置講習」という。）を次のとおり実施する。

平成18年9月19日

福井県公安委員会

委員長 三田村 俊文

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間		定員
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	新規取得講習	平成18年10月20日（金）	から	30名
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	追加取得講習	平成18年10月27日（金）	まで	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	追加取得講習	平成18年10月25日（水）	から	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	特例措置講習	平成18年10月27日（金）	まで	30名
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	新規取得講習	平成18年11月20日（月）	から	
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	追加取得講習	平成18年11月29日（水）	まで	
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	追加取得講習	平成18年11月24日（金）	から	30名
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	追加取得講習	平成18年11月29日（水）	まで	
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	特例措置講習	平成18年11月24日（金）	から	

日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

2 実施場所

福井市春山1丁目7番3号 築織会館5

階会議室

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に、受講を希望する新規取得講習の警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号

。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講を希望する警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講を希望する警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講を希望する警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において受講希望に係る警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 最近5年間に、受講を希望する追加取得講習の警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（受講を希望する警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書の交付を受けてい

- る者
- ウ 受講を希望する警備業務の区分に係る旧 1 級検定に合格した者
- エ 受講を希望する警備業務の区分に係る旧 2 級検定合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (3) 特例措置講習
- 警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号。）による改正前の法第 11 条の 3 第 2 項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を保有する者
- 5 受講申込みの手続

(1) 受付期間

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間	
法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務	新規取得講習	平成 18 年 10 月 2 日（月）	から
		平成 18 年 10 月 6 日（金）	まで
法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務	追加取得講習	平成 18 年 10 月 4 日（水）	から
		平成 18 年 10 月 6 日（金）	まで
法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務	特例措置講習	平成 18 年 10 月 4 日（水）	から
		平成 18 年 10 月 6 日（金）	まで
法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務	新規取得講習	平成 18 年 10 月 16 日（月）	から
		平成 18 年 11 月 20 日（金）	まで
法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務	追加取得講習	平成 18 年 10 月 18 日（水）	から
		平成 18 年 11 月 20 日（金）	まで
法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務	特例措置講習	平成 18 年 10 月 18 日（水）	から
		平成 18 年 11 月 20 日（金）	まで

受付期間中の午前 9 時から午後 5 時までの間（定員になり次第受付を終了する。）

(2) 受付場

福井県内の各警察署生活安全課（係）なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルの写真 1 枚をはり付けること。） 1 通

イ 新規取得講習

(イ) 上記 3(1)アに該当する者

ア 受講を希望する警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1 通

ｂ 履歴書 1 通

(イ) 上記 3(1)イに該当する者

受講を希望する警備業務の区分に係る 1 級検定合格証明書の写し 1 通

(イ) 上記 3(1)ウに該当するもの

受講を希望する警備業務の区分に係る旧 1 級検定合格証の写し 1 通

(ロ) 上記 3(1)エに該当する者

ア 受講を希望する警備業務業務の区分に係る旧 2 級検定合格証の写し 1 通

ｂ 警備業務従事証明書 1 通

ウ 追加取得講習

(イ) 資格者証等の写し 1 枚

(イ) 上記 3(2)アに該当する者

ア 受講を希望する警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1 通

ｂ 履歴書 1 通

(イ) 上記 3(2)イに該当する者

受講を希望する警備業務の区分に係る 1 級検定合格証明書の写し 1 通

(ロ) 上記 3(2)ウに該当するもの

受講を希望する警備業務の区分に係る旧 1 級検定合格証の写し 1 通

(イ) 上記 3(2)エに該当する者

ア 受講を希望する警備業務業務の区分に係る旧 2 級検定合格証の写し 1 通

ｂ 警備業務従事証明書 1 通

エ 特例措置講習

旧資格者証の写し 1 枚

(4) 手数料

ア 1 号業務

(イ) 新規取得講習

47,000 円

(イ) 追加取得講習

23,000 円

(イ) 特例措置講習

23,000 円

イ 3 号業務

(イ) 新規取得講習

38,000 円

(イ) 追加取得講習

14,000 円

(イ) 特例措置講習

14,000 円

に相当する福井県証紙を警備員指導教育責任者講習受講申込書にはり付けると。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

6 講習に関する問い合わせ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 0776-22-2880（内線 3042 または 3044）または各警察署生

活安全課 (係)

7 その他

(1) 委託先

本講習は、社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

(2) 修了審査

講習終了後、福井県公安委員会が修了審査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

平成十八年九月十九日印
平成十八年九月十九日発

刷 行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一九―〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一
福井県坂井市春江町中庄六一―三二

福 井 県
(株)エクシート

☎ 五五六七八番